

三木市の定住促進事業について



事業名		対象者
1	定住促進事業	市内及び 転入の方
2	結婚新生活支援事業	
3	UIJターン住宅取得支援事業	転入の方

三木市縁結び課
平成30年度版

1 定住促進事業

新たに市内に住宅を新築または購入する際に課税される新築軽減期間中の固定資産税と都市計画税の一部を助成することで、若者・子育て世帯の転出を抑制し、人口減少及び少子高齢化の抑制を図ります。

(1) 対象となる世帯

- ア 平成30年1月2日以降に住宅を購入した世帯であること。
- イ 最初に固定資産税等が課される年度の初日の属する年の1月1日（基準日）において配偶者を有し、夫婦のどちらもが40歳未満であること。
- ウ 市税の滞納がないこと。

(2) 対象となる家屋と助成期間

- ア 新築後3年間（固定資産税の軽減の対象であること。）
- イ 延床面積50㎡以上280㎡までの家屋が対象となり、このうちの120㎡までを助成します。

(3) 助成内容（土地は対象外、いずれも120㎡まで）

- ア 固定資産税・・・国（地方税法）の軽減額相当分
- イ 都市計画税・・・全額を助成

※ア、イの合計額（ただし、千円未満は切捨て）

年間平均助成額 約75,000円

※ただし、都市計画税のかからない地域の場合は、この限りではありません。

『みきるん』
三木市定住・移住応援キャラクター



(4) 申請について

対象の方には、封書にてご案内いたします。

申請の流れ	
H30. 1. 2～ H30. 12. 31	住宅を購入 家屋調査を行います。
H31. 4頃	固定資産税・都市計画税納税通知書がご自宅に届きます。 【注意事項】申請時に必要なので、明細書等を保管しておいてください。
H31. 12頃	申請の可能性のある世帯へ案内送付します。 (2年目以降は、毎年8月末頃に送付予定です。)
H32. 1～H32. 3	下記の必要書類を添えて申請してください。 固定資産税・都市計画税納税通知書（課税明細書）の写し
H32. 1～	要件等を審査し、固定資産税等が完納かつ市税の滞納がなければ、順次支給します。

2 結婚新生活支援事業

若者の婚姻に伴う新生活を支援することで、定住及び市内への転入を促進し、人口減少及び少子高齢化の抑制を図ります。

(1) 対象となる世帯

- ア 婚姻後2年を経過しない夫婦のうち、双方が34歳以下で、かつ総所得金額等が340万円未満の世帯であること（市税について滞納していないこと）。
- イ 補助金の申請をした翌年度から2年以上本市に居住すること。

(2) 対象となる費用

- ア 住居費 市内に住宅を取得する費用又は市内の住宅物件（公営住宅を除く）の賃借料（月額賃料、敷金、礼金、共益費等）。ただし、住宅手当は除く。
- イ 引越費用 市内の住宅物件（公営住宅を除く）への引越費用

(3) 補助金の額 住居費及び引越費用の合計額（上限30万円）

(4) 申請について

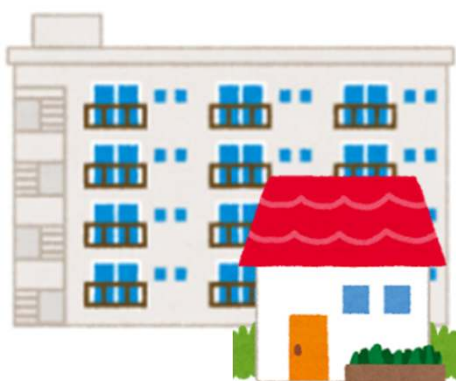
補助要件を満たしている方は、三木市結婚新生活支援事業補助金交付申請書に加え必要に応じて、次の書類を添えて提出して下さい。

- ア 婚姻届受理証明書その他婚姻を証する書類
- イ 所得証明書
- ウ 見積書その他補助対象経費の内容を確認できる書類
- エ 離職票の写し（婚姻を機に離職し、申請日において無職である場合に限る。）
- オ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- カ 住宅手当の支給を証する書類（勤務先から住宅手当の支給を受けている場合に限る。）

※ その他市長が必要と認める書類を提出していただく必要があります。

住居費 

引越費用 



**最大30万円
を補助**



3 U I J ターン住宅取得支援事業

本市に移住する若年世帯が、住宅を購入する場合に、その費用の一部を補助することにより、市外からの移住を促進し、人口減少及び少子高齢化の抑制を図ります。

(1) 対象者

- ア 市外から転入すること。
- イ 転入する日において、対象者又は配偶者いずれもが40歳未満であること。
- ウ 市税の滞納がないこと。

(2) 対象となる住宅

平成30年4月1日以降に市内に住居として取得した住宅

※ 新築物件は建築後2年以上経過していない未入居の住宅に限ります。

(3) 補助金の額 住宅取得に要した経費 新築物件（上限25万円）

中古物件（上限20万円）

(4) 申請について

補助要件を満たしている方は、三木市U I J住宅取得支援補助金交付申請書に次の書類を添えて提出して下さい。

- ア 事業計画書
 - イ 経費が分かる書類及び設計図面
 - ウ 確認済証の写し
- ※ その他市長が必要と認める書類を提出していただく必要があります。

